西之島地区

備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第８号

宮城県大崎市古川福沼１丁目13番５－303号レスターテ’97、従前の住所仙台市青葉区柏木１丁目１番45―901号

債務者　中坂　健一

1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木康晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第２号

山形県酒田市豊里字大割24番地の４

債務者　冨塚　大介

1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　薬丸有希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第１１２号

福島県いわき市常磐湯本町天神８番地

債務者　石澤　淳一

1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長山　敏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第２３号

三重県鈴鹿市東旭が丘４丁目３番54号　カーサミーア101号、前住所三重県鈴鹿市桜島町５丁目14番地の２　マンションフォレスト桜島　502

債務者　岩瀬美穂子

1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄山　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１６号

岡山市北区西崎１丁目16番１号

債務者　柴田　一成

1　決定年月日時　平成30年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　徳秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９９号

横浜市栄区長沼町828番地　グランディールシェルＡ棟105号

債務者　北川　　徹

1　決定年月日時　平成30年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　武洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４３号

兵庫県尼崎市食満５丁目23番10―207号

債務者　レイウス兵庫尼崎こと　深川　常治

1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀若　浩幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係